

# 総合型地域スポーツクラブ 江ノ島ちよっとヨットビーチクラブ会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

クラブの名称は「総合型地域スポーツクラブ 江ノ島ちよっとヨットビーチクラブ」(以下、本クラブという。)と称します。

### 第2条(運営)

本クラブは一般社団法人湘南海洋教育スポーツ振興協会(以下、運営母体という。)の事業の一部のため、運営母体の承認したクラブ役員会(以下、役員会という。)が運営にあたるものとします。

### 第3条(目的)

クラブの目的は、ビーチスポーツを通じ、海洋思想の普及・発展に寄与し、多くのクラブの会員たち(以下、会員という。)とその家族が、自分たちが自然の中で生きているということを認識し、心から笑顔を得ることのできる機会を創出すると同時に、青少年という日本にとって本当に大切な財産を育成することで社会に貢献することはもとより、幼児、小学生から成人、高齢者までの幅広い年齢層と、ビギナーからアスリートまでが集うことのできるビーチスポーツを通じた地域社会密着の明るいコミュニティづくりに寄与することと、会員の健康の維持、増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともにビーチスポーツを通じて環境問題等にも積極的に取り組むこととします。

### 第4条(事業内容)

前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行います。

- (1) 海洋思想の普及、発展に寄与する事業
- (2) スポーツの普及、及び会員の拡大に関する事業
- (3) 健康の保持増進に関する事業
- (4) スポーツ教室等の開催
- (5) スポーツ大会等のイベントの開催
- (6) 指導者の資質向上に関する事業
- (7) スポーツ教室に関する受託事業
- (8) スポーツ大会に関する受託事業
- (9) スポーツ環境の整備につながる事業
- (10) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (11) 砂浜の美化と秩序ある利用を促す事業
- (12) 活動水域の秩序ある利用を促す事業
- (13) 活動水域のスポーツ活動者の救助事業
- (14) その他、クラブの目的に沿った活動

## 第2章 会員

### 第5条(会員)

クラブは会員制とし、クラブの会員(以下、会員という。)は、本規約・細則及び、クラブが定める事項を遵守することとします。

### 第6条(会員資格)

1. 会員は本規約・細則及び、クラブが定める事項を遵守することを承認し、クラブの会員としてふさわしい品位と社会的・経済的信用のある方とします。また、クラブへの入会資格は、次の各号の全てに該当し、クラブの所定審査基準を満たす方で別に定める入会申込書等に必要事項を記入、捺印の上申込みをし、クラブならびに運営母体に入会の承認を受けた方で、規定の入会金、年会費ならびに規定の月会費を納入した方のみが付与されるものとします。

- A) 本人もしくは保護者の方が本クラブ会員として社会的経済的に信用のある方
- B) 健康状態に特に異常のない方
- C) クラブおよび運営母体が適格と認めた方

2. クラブならびに運営母体は以下の項目に該当する方のご入会をお断りします。また、クラブ入会后に以下の項目に該当することが発覚した場合においても同様とします。

- A) 本人もしくは保護者の方が、暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者およびその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方ならびにその周辺者
- B) クラブおよび運営母体の定める会費の納付を遅滞している方
- C) クラブの和を乱す方
- D) 健康に異常のある方
- E) 他人に伝染する恐れのある疾病を有する方
- F) クラブもしくは運営母体が不適格と認めた方

3. クラブに入会しようとする者は入会申込書に記名、捺印し本規約および規則を承認し、これを遵守することを確約のうえ入会申込していただきます。その後、クラブならびに運営母体が所定審査基準により審査し入会を認めることにより会員資格を取得するものとします。

4. 会員のクラブでの諸施設利用範囲、会員の種類、条件および特権についてはクラブおよび運営母体が定めるところによりますが、クラブならびに運営母体は、クラブの運営、管理に伴う諸事情の変化に伴いその都度これらを改廃することが出来るものとします。

### 第7条(会員資格の変更)

1. 会員資格に変更が生じた場合において、会員は所定の申告書に記載の上、変更にかかる手数料2,100円(税込)を添えて毎月10日までにクラブに申告し、クラブの承認を得て変更することが出来るものとします。

2. クラブは前項の規定に関らずプログラムの定員・管理状況の理由により変更を認めない場合があります。

#### 第 8 条(会員資格の譲渡等の禁止)

会員資格は会員本人限りとし、相続や他人への譲渡及び担保提供等は出来ないものとします。

#### 第 9 条(会員資格の更新)

本クラブは毎年度 4 月を始期とします。会員資格の更新については毎年度 4 月 1 日に 3 月末日までにクラブが定める年会費の納入をもって自動更新するものとします。

#### 第 10 条(会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当する理由が生じたとき、その会員資格を喪失します。

- A) 会員資格の有効期間が終了したとき
- B) 会員が退会を申出てクラブが認証したとき、但し、未納金を有する場合完済の後、退会とします
- C) 会員が死亡したとき
- D) 第 11 条により除名されたとき

#### 第 11 条(会員の除名)

クラブは会員が次の各号に該当する場合、何らの勧告なしに活動の禁止ならびにクラブからの除名をすることが出来るものとします。

- A) 規約及び諸規則に対する重大な違反行為を行った会員
- B) 本人もしくは保護者の方が暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者およびその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方ならびにその周辺者であるとクラブに判断された会員
- C) クラブの名誉を傷つけ秩序を乱しクラブ会員として相応しくない行為をしたとクラブに判断された会員
- D) 諸会費・諸費用の滞納が生じその滞納金の合計が 2 ヶ月以上に及んだ会員
- E) 入会に際し虚偽の申告、記載漏れ等があった会員
- F) 本規約・その他の規則に違反を繰り返す方、その他クラブ会員として相応しくない行為を繰り返す会員
- G) 施設、設備、備品などを故意に損壊した会員
- H) レンタル備品を定められた時間内に返却しないことを繰り返す会員
- D) 刺青、タトゥーをされていて、他の利用者に見えるような服装で活動される会員
- J) その他正常な施設利用が出来ないと判断された会員
- K) クラブの和を乱す会員(理由の如何を問わず、他人に迷惑をかける会員)
- L) クラブもしくは運営母体が不適格と認めた会員
- M) その他クラブもしくは運営母体が会員として相応しくないと判断した会員

## 第 12 条(入場禁止・退場・会員資格の停止)

クラブもしくは運営母体は、会員およびそのすべての関係者(以下、利用者という。)が次の各号に該当すると認めるときは、その利用者に対して何らの勧告なしに入場禁止又は退場・一定期間を定め資格の停止の措置を執る場合があります。また次の各号を繰り返す場合、クラブもしくは運営母体は何らの勧告なしに会員契約を解除・除名することが出来るものとします。

- A) クラブの名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合
- B) 施設、設備、備品などを故意に損壊した場合
- C) 備品を定められた時間内に返却しない場合
- D) 健康を害しており、クラブとしての活動が好ましくないとクラブもしくは運営母体に判断された場合
- E) 本規約・その他の規則に違反した方、その他クラブ会員として相応しくない行為をした場合
- F) 伝染病・その他他人に伝染又は感染する傷病を患っているとクラブもしくは運営母体に判断された場合
- G) 医師から運動を禁止されている場合
- H) 本人もしくは保護者の方が暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者およびその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方ならびにその周辺者であるとクラブもしくは運営母体に判断された場合
- I) クラブの定める会費の納付を遅滞している場合
- J) 刺青、タトゥーをされていて、他の利用者に見えるような服装で活動された場合
- K) クラブの和を乱す行為をされた場合(理由の如何を問わず、他人に迷惑をかける行為をされた場合)
- L) クラブもしくは運営母体が不適格と認められた場合
- M) その他正常な施設利用が出来ないとクラブもしくは運営母体に判断された場合

## 第 3 章 入退会

### 第 13 条(入会金)

クラブに入会する場合は、クラブもしくは運営母体に入会金を入会申込書とともに納めるものとします。また、納入された入会金は、入会を否認された場合を除き、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

### 第 14 条(入会手続)

入会にあたっては、クラブ規定の入会金、年会費、3か月分の月会費を現金でご持参の上、所定の入会申込書とともにご提出ください。

#### 第 15 条(会費)

1. 会員はクラブが定める年会費及び月会費を指定された期日に納めるものとします。
2. 月会費、入会年度の翌年以降の年会費は、会員の銀行口座からクラブの定める手法により自動引き落としとし、その手続きは、入会手続きと同時に起こすものとします。
3. 入会后3ヶ月目より、毎月クラブの指定日に次月分の月会費がご指定口座よりクラブの定める手法で引き落としされます。
4. 一度納められた会費等は理由の如何を問わず返却しないものとします。

#### 第 16 条(休会)

当クラブには休会の措置がございません。休会をご希望の場合は、かならず退会の手続きをおねがいいたします。

#### 第 17 条(退会)

1. 会員は退会を希望する場合、退会月の前月の末日までに退会届を提出することを持って退会とします。
2. 未納金がある場合は完納することにより退会とします。
3. 本クラブの最低利用期間は6ヶ月とし、会員は入会年月日より6ヶ月間は退会できないものとします。

### 第 4 章 役員、役員会

#### 第 18 条(役員)

1. 本クラブの役員は、一般社団法人湘南海洋教育スポーツ振興協会の理事会にて承認を受けたものが就任するものとします。
2. 本クラブのクラブ会長(以下、会長という。)は一般社団法人湘南海洋教育スポーツ振興協会の理事会にて指名を受けたものが就任するものとします。

#### 第 19 条(役員会)

1. 役員会は、クラブ会長が召集し、クラブ会長が指名したものが議長を務めるものとします。
2. 本規約の変更等、重要な案件は役員会で決議し、一般社団法人湘南海洋教育スポーツ振興協会の理事会で承認を得るものとします。

### 第 5 章 事務局、クラブマネージャー

#### 第 20 条(事務局、クラブマネージャー等)

1. 本クラブの事務局は藤沢市片瀬海岸1-12-4に設置します。

- 2.事務局は本クラブの運営に関する事務を行います。
- 3.本クラブ運営のため、役員会は必要に応じ、クラブマネージャー、クラブサブマネージャー、事務局長を指名することができま。

## 第6章 事故の責任

### 第21条(自己責任)

1. 会員は本クラブの活動に際し、すべて自己責任において活動するものとします。また、本クラブもしくは運営母体にかかわるあらゆる活動で発生した盗難、傷害、事故等の、すべての事件、事故について、クラブおよび運営母体は一切の責任を負わないものとし、会員は本クラブもしくは運営母体及び指導者等に対して一切の賠償請求をしないものとします。
2. クラブおよび運営母体は、利用者の人的若くは物的破損等について、クラブならびに運営母体が加入を利用者に推奨する保険で保険金を受給することが可能な場合に限り、その受給申請手続きの一部を代行いたします。ただし、その受給金額については保険会社が判定するものであり、利用者はその判定内容についてクラブおよび運営母体は一切の異議申し立てをしないものとします。また、その範囲を超える補償を望まれる場合は任意での損害保険への加入を推奨します。ただし、クラブならびに運営母体が加入を会員に推奨する保険に会員が未加入の場合は一切の手続きの代行は行わないものとします。
3. 利用者は施設・用具・機材・備品の利用中、自己の責任に帰すべき事由によりクラブならびに運営母体又は第三者に損害を与えた場合はその利用者がすべての賠償責任を負うものとします。
4. 自然というフィールドがもつ潜在的なリスクを熟知し一切の責任を自己責任とします。会員は、その責任を担保するため必ず活動プログラムに見合う保険に必ず加入するものとします。
5. クラブが推奨する保険に加入せず、その他の保険に加入する際は活動開始までに必ず運営母体にその保険証券の写しを提出しなければなりません。

## 第7章 個人情報の保護

### 第22条(登録情報・個人情報)

1. 本クラブは、登録情報および個人情報を、以下各号の目的で利用します。
  - A) クラブの運営(これには、クラブもしくは運営母体から会員に対して、会員にとって有益であると判断したあらゆる分野の情報を提供することを含みます)
  - B) クラブもしくは運営母体が会員にとって有益だと判断するサービス又は、協賛企業、協力団体、広告主企業や提携先企業の商品、サービス等に関する情報の提供
  - C) 会員に対して、クラブ運営に影響を及ぼす事柄に関する連絡

2. クラブならびに運営母体は、登録情報について、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示しないものとします。
  - A) 個人情報の開示や利用について利用者の同意がある場合
  - B) 裁判所、検察庁、警察またはこれらに準じた権限を有する公的機関から正当に開示を求められた場合
  - C) クラブならびに運営母体、会員その他第三者の権利、財産やサービス等を保護するために必要と認められる場合
  - D) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
3. 会員は、クラブならびに運営母体が登録情報を本規定に定めるとおりに利用することについて、あらかじめ同意するものとし、異議を述べないものとします。
4. クラブならびに運営母体は原則として、個人を特定することができる個人情報を本人の同意を得ずに第三者に開示する事を行わないものとします。但し、会員が他の会員または第三者に不利益を及ぼす行為をしたとクラブならびに運営母体が判断した場合、クラブならびに運営母体は会員の登録内容を当該第三者等や警察または関連諸機関に通知する事が出来ます。
5. 登録された個人情報を最終の利用日もしくは退会日より最長5年間保存し、5年経過後、会員の事前、事後の承諾を得ることなく、個人情報を安全かつ完全に削除・消去致します。
6. 会員は、登録した個人情報について、開示、削除、訂正または利用停止の請求ができるものとし、本人からの請求であることが確認できる場合に限り、クラブならびに運営母体はこれに速やかに対応するものとします。本人から請求があった場合、法令上の除外事由のある場合を除き遅滞なく利用等を停止いたします。ただし、管理上等の支障が生じることがあります。
7. クラブならびに運営母体の会員および賛助会員ならびに協賛企業、協力団体、広告主企業や提携先企業等に提供ならびに共有することを承諾いただきます。また、クラブならびに運営母体は、将来統合などにより変更される場合があります。また、団体名や事業内容、連絡先等が変更される場合があります。

## 第8章 反社会的勢力の排除

### 第23条(反社会的勢力の排除)

1. 本クラブならびに会員は、自己または自己の代理人および会員ならびにその関係者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - A) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、暴力団員等という。)
  - B) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - C) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- D) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - E) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - F) 会員またはその関係者および法人会員は役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本クラブならびに会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- A) 暴力的な要求行為
  - B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてクラブならびにほかの会員の信用を毀損し、またはクラブならびにほかの会員の業務ならびに活動を妨害する行為
  - E) その他前各号に準ずる行為

#### 第24条(反社会的勢力に対する契約解除)

1. 本クラブは会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、契約を解除することができる。
2. 前項の規定により契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
  - A) 第23条第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
  - B) 第23条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
  - C) 第23条第2号各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
3. 第1項の規定により契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

## 第9章 細 則

#### 第25条(細則)

本規約に定めていない事項、活動上必要と認められる細則は役員会で決議し、一般社団法人湘南海洋教育スポーツ振興協会の理事会に承認を受けるものとします。

#### 第26条(諸料金の変更)

クラブならびに運営母体は会員が負担する諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更できるものとします。

#### 第27条(規約の改正)



1. クラブならびに運営母体は規約の改正・変更を行うことが出来ます。尚、改正した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。
2. 会員は規約の改廃等に対し、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をしないものとします。

(附 則)本規約は、平成 25 年 6 月 14 日より施行する。